

# 第V章

---

## 特定健康診査等 実施計画の 周知と評価

# 1

## 計画の公表及び周知

葛飾区特定健康診査等実施計画は、区ホームページに掲載するとともに、冊子として製本し、区政情報コーナー、図書館等に配置します。

また、広報紙や本区ホームページ等を活用した広報を継続的に実施します。

なお、計画期間中に計画の見直しを実施した場合にも変更点等を分かりやすく表示した上で、区ホームページや広報紙等を活用して公表・周知します。

# 2

## 計画の評価

本計画の策定後、効果的に事業を推進していくためには、結果に基づいて必要な対策・見直しを実施することが重要です。特定健康診査・特定保健指導の評価を次のような内容で実施します。

なお、評価を行うために必要となるデータのうち、生活習慣病の有病者数や予備群の変化等は数値として把握するのに数年を要することが想定されるなど、短期間で評価できる項目と長期間を要する項目とで評価時期が分かれることになります。

### 1 評価の方法

下記の項目を評価していきます。

#### (1) 事業体制

特定健康診査・特定保健指導に従事する職員体制、施設・設備状況、他機関との連携体制など。

#### (2) 事業の実施過程

特定健康診査・特定保健指導の実施過程、すなわち、それに伴う情報収集、問題の分析、目標の設定、指導手段、特定保健指導の実施者の態度、対象者の満足度など。

#### (3) 目標管理

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導継続率など。

#### (4) 事業結果

肥満度や血液検査などの健診結果の変化、糖尿病等の有病率・予備群の減少など。

## 2 評価の実施方法

評価を行う際に必要なデータの多くは、電子データにより管理する特定健康診査・特定保健指導の結果データから取得することができます。

しかし、結果データからは利用者の満足度や具体的な事業の実施状況等を把握することができないため、特定健康診査・特定保健指導の対象者に対するアンケート調査を実施します。

## 3 評価の実施時期

特定健康診査等実施計画は、5年を1期とすることから、評価の実施時期は、原則として5年ごとに行います。

また、特定健康診査や特定保健指導の受診率・実施率等の状況について、医療関係機関等の専門家の意見を聴き評価し、受診率・実施率の向上を目指して改善策を検討し、実施に努めます。

# 3

## 計画の見直しに関する考え方

実施計画の目標を達成するとともに、より良いサービスを提供するためには、達成状況の評価だけで終わるのではなく、その結果を受けて必要な事業の見直しを行う必要があります。

また、評価を行う中で、計画自体の見直しが必要となった場合には、国民健康保険被保険者や医療関係機関等の代表からなる委員会を設置して改定するとともに、改定した内容については葛飾区国民健康保険運営協議会へ報告します。

このページは空白ページです。